

## ○取手市立図書館雑誌広告掲載要領

平成 23 年 12 月 7 日

教委告示第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、取手市広告掲載要綱（平成 18 年告示第 121 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、民間企業等が取手市立図書館（以下「図書館」という。）において所蔵する雑誌のカバーに広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の概要)

第 2 条 広告は、図書館において所蔵する雑誌のうち、最新刊の雑誌に付する閲覧用カバー（以下「雑誌カバー」という。）に当該広告を掲載することにより行う。

2 広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、この要領の規定による広告掲載に係る手続を行った後、当該広告を掲載する期間におけるその雑誌の価格に相当する額を市に納付しなければならない。

3 図書館は、雑誌カバーの表紙に広告主の名称を表示するとともに、裏表紙に広告主から提供を受けた広告を添付し、当該雑誌を配架するものとする。

(広告の掲載範囲)

第 3 条 雑誌カバーに掲載することができる広告は、要綱第 3 条第 2 項及び第 3 項に規定する基準をいずれも満たすものとする。

(掲載雑誌)

第 4 条 広告を掲載することができる雑誌の種類は、図書館長が別に定める。

2 広告を掲載した雑誌カバーを付した雑誌は、新刊雑誌の書架に配架するものとし、位置については図書館長が別に定める。

(広告の内容及び規格)

第 5 条 雑誌カバーの表紙面には、広告主の名称及び当該広告主から提供を受けた旨を表示するものとし、次に掲げる規格によるものとする。

(1) 寸法 縦 4 センチメートル、横 13 センチメートル以内

(2) 表示位置 原則として底辺より 4 センチメートル上部の中央部分であり、かつ、雑誌のタイトル等と重ならない位置

2 雑誌カバーの裏表紙の面に掲載する広告は、片面印刷とし、雑誌の裏表紙の大きさを超えないものとする。

3 広告主は、当該広告の内容が要綱の規定に反している場合又は取手市広告掲載審査委員会が要綱の規定の趣旨に照らして適当でないと認める場合にあっては、その内容を修正しなければならない。

(掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、当該雑誌を受け入れた日の属する月の翌月から当該雑誌を受け入れた年度の3月までの間とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、取手市ホームページ、広報とりで等により行うものとする。

- 2 教育委員会は、広告主の募集を行うに当たり、広告主となり得る者に対し、広告募集の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、取手市立図書館雑誌広告掲載申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による広告掲載の申込みは、随時行うことができる。

(広告掲載の決定)

第9条 教育委員会は、前条に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を取手市立図書館雑誌広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による広告の掲載の決定に当たって必要な審査は、要綱第9条に規定する取手市広告掲載審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。
- 3 教育委員会は、広告の掲載を希望する雑誌が重複した場合にあっては、市内に事業所等を有する者を優先するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定による選定を行ってもなお広告主を決定することができない場合にあっては、抽選により決定するものとする。

(広告掲載に当たっての承諾)

第10条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、取手市立図書館雑誌広告掲載承諾書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、掲載しようとする広告を教育委員会が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は、広告を掲載する期間におけるその雑誌の価格に相当する額とし、一括して納付しなければならない。

- 2 広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、第14条の規定による雑誌の使用の中止その他広告の掲載を決定した後に広告主の責めに帰さない事由

により広告を掲載することができなくなった場合にあつては、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により広告掲載料の返還が生じた場合においても、返還金に対する利息は付さないものとする。

(使用の中止)

第13条 教育委員会は、広告が掲載されている雑誌を使用することが不適切と認めるときは、その雑誌の使用を中止することができる。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を一時的に停止し、又は中止するときは、あらかじめ文書により教育委員会に申し出なければならない。

2 前項の規定に基づき広告の掲載を一時的に停止した場合における掲載期間は、延長しない。

(免責事項)

第15条 広告主は、蔵書整理、災害その他の理由により図書館が臨時に閉館となる場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該閉館による閲覧の停止に伴う広告掲載料の返還、損害賠償の支払いその他費用の請求を市に対して行わないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告の規格に係る細目その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成23年12月7日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

## 取手市立図書館雑誌広告掲載申込書

年 月 日

取手市教育委員会 教育長 殿

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

電話番号

e-mail

(担当者氏名)

印

取手市立図書館雑誌広告掲載要領第8条第1項の規定により、次のとおり広告の掲載を申し込みます。

雑誌名称	
掲載館名	取手 ・ ふじしろ ・ 戸頭 ※ 掲載を希望する図書館を丸印で囲んでください。 ただし、雑誌の種類によって掲載することができる館が異なります。
広告の内容 業種 取扱商品又は サービス等	
添付書類	・ 法人の場合、登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ・ 個人の場合、身分証明書(本籍地の市区町村で発行されたもの) ・ 広告案 ・ その他申込みに必要な書類



様式第3号（第10条関係）

## 取手市立図書館雑誌広告掲載承諾書

年 月 日

取手市教育委員会 教育長 殿

承諾者(申込者)  
住所又は所在地

名称及び代表者氏名

印

年 月 日付けで通知のあった取手市立図書館広告掲載決定に基づき広告を掲載するに当たり、下記の事項について承諾します。

### 記

- 次に掲げる規程その他の事項を遵守します。
  - 取手市広告掲載要綱
  - 取手市立図書館雑誌広告掲載要領
  - 取手市広告掲載要綱及び取手市立図書館雑誌広告掲載要領に基づき教育委員会が別に定める事項
- 取手市広告掲載要綱、取手市立図書館雑誌広告掲載要領等に定めのない事項については、教育委員会と広告主においてその都度別に協議します。
- 教育委員会が広告の掲載されている雑誌を使用することを不適切と認めるときは、その雑誌の使用が中止されることを承諾します。